

事 務 連 絡  
令和 7 年 12 月 25 日

都道府県  
各 指定都市 障害福祉主管部（局） 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等情報公表制度における令和 7 年度中に  
報告すべき経営情報の対象について（周知）

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「一部改正法」という。）及び関係法令が平成 30 年 4 月 1 日に施行されるに当たり、一部改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 の規定による情報公表対象サービス等の経営情報の報告及び一部改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 の規定による情報公表対象支援の経営情報の報告（以下「経営情報の見える化」という。）については、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成 30 年 4 月 23 日付障障発 0423 第 1 号）において、障害福祉サービス等情報公表システムを用いて行うことをお示したところです。

障害福祉サービス等事業者による都道府県知事等への障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の期限は、原則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働令第 19 号）第 65 条の 9 の 7 及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 30 の 3 の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3 月以内に行うものとしておりますが、経過措置として、「令和 6 年度決算情報（※）」の報告

は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和８年３月３１日までとしております。

なお、「障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告に関するシステムの運用開始に係る対応等について（周知）」（令和７年９月１日付事務連絡）において、令和７年度中に経営情報の見える化において報告する決算情報は、「令和６年度決算情報」とすることを周知させていただいております。

また、令和７年１２月に決算を迎える事業所は、システムの仕様上、令和８年１月１日以降、「令和７年度決算情報」を報告する画面が表示されます（令和８年１月、令和８年２月に決算を迎える事業所についても、決算月の翌月以降、同様の画面が表示されます）。

つきましては、各決算月に属する事業所の令和８年度までの報告スケジュールを別紙のとおりお示ししますので、御了知の上、管内の障害福祉サービス等事業所へ周知をお願いいたします。

（※）経営情報の見える化において、「令和×年度決算情報」とは、会計年度の始期が令和×年に始まることといたします。

